

お客様各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

## 令和2年7月の大雨により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について

このたびの令和2年7月の大雨により被災されたお客様に謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの令和2年7月の大雨により災害救助法が適用された地域において、被災されたお客様等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用することとしましたのでお知らせいたします。

### 1. 適用対象

別紙に記載の災害救助法が適用された地域にて被災されたお客様

### 2. 特別措置の内容

#### ①電気料金の支払期日の1か月間延長

6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長(※)します。ただし、6月分についての支払期日の延長は、災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

#### ②不適用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を6か月間に限り、免除します。

#### ③工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金を申し受けません。

また、被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費を申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は令和3年1月末日までのお申し込み分とします。

### 3. 特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

スマ電®サービスセンター 0120-905-973 (月曜日～日曜日 10時～20時)

- 「スマ電のご契約者である」ことと「特別措置の申し込み」とお伝えください。

(※)クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票または振込でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。

## 別紙

災害救助法適用地域：

### 【長野県】

松本市（まつもとし）、飯田市（いいだし）、伊那市（いなし）、安曇野市（あづみのし）、上伊那郡宮田村（かみいなぐんみやだむら）、下伊那郡阿南町（しもいなぐんあなんちょう）、下伊那郡阿智村（しもいなぐんあちむら）、下伊那郡下條村（しもいなぐんしもじょうむら）、下伊那郡売木村（しもいなぐんうるぎむら）、木曾郡上松町（きそぐんあげまつまち）、木曾郡南木曾町（きそぐんなぎそまち）、木曾郡王滝村（きそぐんおうたきむら）、木曾郡大桑村（きそぐんおおくわむら）、木曾郡木曾町（きそぐんきそまち）

### 【岐阜県】

高山市（たかやまし）、中津川市（なかつがわし）、恵那市（えなし）、飛騨市（ひだし）、郡上市（ぐじょうし）、下呂市（げろし）

### 【福岡県】

久留米市大牟田市（おおむたし）、八女市（やめし）、みやま市（みやまし）、久留米市（くるめし）

### 【熊本県】

八代市（やっしろし）、人吉市（ひとよしし）、水俣市（みなまたし）、上天草市（かみあまくさし）、天草市（あまくさし）、葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）、球磨郡錦町（くまぐんにしきまち）、球磨郡多良木町（くまぐんたらぎまち）、球磨郡湯前町（くまぐんゆのまえまち）、球磨郡水上村（くまぐんみずかみむら）、球磨郡相良村（くまぐんさがらむら）、球磨郡五木村（くまぐんいつきむら）、球磨郡山江村（くまぐんやまえむら）、球磨郡球磨村（くまぐんくまむら）、球磨郡あさぎり町（くまぐんあさぎりちょう）、荒尾市（あらおし）、玉名市（たまなし）、山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、玉名郡玉東町（たまなぐんぎよくとうまち）、玉名郡南関町（たまなぐんなんかんまち）、玉名郡長洲町（たまなぐんながすまち）、玉名郡和水町（たまなぐんなごみまち）、阿蘇郡南小国町（あそぐんみなみおぐにまち）、阿蘇郡小国町（あそぐんおぐにまち）

### 【大分県】

日田市（ひたし）、由布市（ゆふし）、玖珠郡九重町（くすぐんここのえまち）、玖珠郡玖珠町（くすぐんくすまち）

### 【鹿児島県】

阿久根市（あくねし）、出水市（いずみし）、伊佐市（いさし）、出水郡長島町（いずみぐんながしまちちょう）、鹿屋市（かのやし）、曾於市（そおし）、志布志市（しぶしし）

### 【島根県】

江津市（ごうつし）、浜田市（はまだし）、太田市（おおだし）、邑智郡川本町（おおちぐんかわもとまち）、邑智郡邑南町（おおちぐんおおなんちょう）